

3. 貸付金・給付金制度について

名称	対象者	概要	返還の有無	問い合わせ先
福岡県看護師等修学資金	県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学する方(看護系大学・5年一貫校を除く)	将来、県内の定められた施設において看護業務に従事する方に対し、修学資金の貸付を行う	なし 条件 付き	・福岡県庁 医療指導課 医師・看護職員確保対策室 TEL 092-643-3276
日本学生支援機構奨学金	国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)および大学院で学ぶ方	3種類の奨学金あり ①給付奨学金 ②第一種奨学金(利息なし) ③第二種奨学金(利息あり)	①なし ②あり ③あり	・日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301
母子父子寡婦福祉資金 (修学資金)	ひとり親家庭の母又は父並びに寡婦	経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるために修学資金の貸付を行う	あり	・町村にお住まいの方 最寄りの保健福祉(環境)事務所 ・市にお住まいの方 最寄りの市福祉事務所
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父	1年以上養成機関で修学する場合、修業する期間に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給する	なし	・町村にお住まいの方 最寄りの保健福祉(環境)事務所 ・市にお住まいの方 最寄りの市福祉事務所
高等職業訓練促進資金	ひとり親家庭の母又は父	上記「高等職業訓練促進給付金」を活用している方に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行う	なし 条件 付き	・福岡県社会福祉協議会 総務課 (政令市を除く) TEL 092-584-3377 ・政令市については下記のとおり ・北九州市子育て支援課 TEL 093-582-2410 ・福岡市こども家庭課 TEL 092-711-4238
専門実践教育訓練給付金	雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)	厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講している方に対し、養成施設に支払った経費の一定の割合額(上限あり)を支給する	なし	・最寄りのハローワーク
		対象となる養成施設については下記をご参照ください。 https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/		

※上記以外にも、養成施設や病院が独自に行っている奨学金・給付金があります。
 ※制度の変更がなされる場合がありますので、最新の情報は、各自でご確認ください。